



市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

付則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

山口県グリーンスポーツ広場規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県教育委員会

**山口県教育委員会規則第四号**

山口県グリーンスポーツ広場規則を廃止する規則

山口県グリーンスポーツ広場規則（昭和五十七年山口県教育委員会規則第三号）は、廃止する。

附 則  
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

**山口県教育委員会訓令第一号**

県立学校一般

山口県立高等学校等校務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県立高等学校等校務決裁規程の一部を改正する訓令

山口県立高等学校等校務決裁規程（昭和五十二年山口県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 分校及び二以上の校舎を有する山口県立高等学校の各校舎（以下「分校等」という。）の教頭は、分校等に係る校務のうち、別表事務長専決事項の欄第一号、第四号及び第五号に掲げる校務について専決することができる。

別表を次のように改める。  
別表（第四条関係）

教頭専決事項	分校等の教頭専決事項	事務長専決事項
一 授業時間割の変更に関する事。 二 教諭等の外出の承認に関する事。 三 生徒又は児童の成績証明、単位修得証明及び卒業見込証明に関する事。 四 教務に関する軽易又は定例的な調査、報告等に関する事。	一 非常変災その他急迫の事情がある場合における授業終始の時刻の変更に関する事。 二 軽易又は定例的な学校行事に関する事。 三 軽易又は定例的な生徒又は児童に対する指導に関する事。 四 教諭等に対する年次有給休暇の付与に関する事。 五 教諭等の病気休暇及び特別休暇の承認（教育委員会への書類の提出を要しない承認に限る。）に関する事。 六 教諭等の週休日の振替及び勤務時間の割振り変更に関する事。 七 教諭等の県内旅行に係る旅行命令等に関する事。 八 教諭等の職務に専念する義務の免除の承認に関する事。 九 施設設備の利用（長期の利用又は異例に属する利用を除く。）に関する事。 十 その他軽易又は定例的であると校長が認める校務に関する事。	一 事務職員等（事務長を除く。以下同じ。）の外出の承認に関する事。 二 事務職員等の時間外勤務命令に関する事。 三 職員的身分証明、給与に係る諸証明及び通勤証明に関する事。 四 生徒又は児童の身分証明、在学証明及び通学証明並びに旅客運賃割引証の発行に関する事。 五 卒業者の卒業証明、成績証明及び単位修得証明並びに退学者の修了証明、成績証明及び単位修得証明に関する事。 六 職員に対する被服等の貸与に関する事。 七 職員の扶養親族の認定に関する事。 八 職員の住居の実情の確認並びに住居手当の月額決定及び改定に関する事。 九 職員の通勤の実情の確認並びに通勤手当の月額決定及び改定に関する事。 十 職員の単身赴任の実情の確認並びに単身赴任手当の月額決定及び改定に関する事。 十一 所掌事務に係る軽易又は定例的な調査、報告等に関する事。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。



### 山口県議会規程第一号

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山口県議会議長 島 田 明

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成七年山口県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「先物取引による無難所等」を「先物取引による無難所等、~~無難所~~に改める。

附 則

この規程は、平成二十三年三月三十一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市